

本年6月1日より

平成31年4月  
財務省・税関  
(一部更新)令和8年5月

# 日中AEO相互承認 が実施されます。

財務省関税局と中華人民共和国海関総署において、平成30年10月26日に署名された日中AEO相互承認取決めについて、両国においてその取決めの実施のための準備が整い、本年6月1日より実施することとしましたので、お知らせ致します。

## 1. 日中AEO相互承認の概要

日中AEO相互承認の実施により、両国が認定したAEO輸出入者の貨物に対し、以下のとおり、相互に迅速通関等のベネフィットが提供されます。

### ① 審査・検査の軽減

日本のAEO輸出入者の貨物が中国で輸出入される場合に、当該貨物に対する審査・検査が軽減されます。

### ② 迅速な検査

日本のAEO輸出入者の貨物が中国の通関手続において検査を受ける場合には、迅速に検査が行われます。

### ③ 連絡窓口の設置

日本のAEO輸出入者の貨物について、中国の通関時において、理由もなく長期間輸出入の許可が受けられない等のトラブルが生じた場合、日本の税関にご一報をいただければ、中国の海関総署に対処を求めます。

### ④ 物流混乱時における迅速な通関

中国で物流の混乱があった場合、日本のAEO輸出者の貨物については、ライフラインの復旧後、可能な限りにおいて迅速な通関が供与されます。

※ 上記のベネフィットは、中国のAEO輸出入者の貨物についても、我が国において同様に供与されます。

上記に記載されたベネフィットの利用方法については、次ページをご覧ください。

## 2. ベネフィットの利用方法

### (1) 迅速通関(前ページのベネフィット①、②及び④)の利用方法

#### 中国における利用方法

- イ 日本のAEO輸出入者の方は、日中相互承認用コードを各税関のAEO制度担当にご確認ください。
- ロ 皆様の日中相互承認用コードを中国の取引相手にお知らせ下さい。
- ハ 中国の輸出入者がそのコードを中国での輸出入手続の際に入力することで、相互承認のベネフィットを受けることができます。

#### 日本における利用方法

※中国の事業者番号が15桁から14桁に変更となったことを受けて修正(令和8年5月)  
※適用開始日:令和8年6月8日以降

- イ 中国のAEO輸出入者と取引を行う日本の輸出入者の皆様は、中国のAEO輸出入者が保有する14桁のコードを取引相手に確認して下さい。
- ロ 14桁のコードを次ページのルールに従って12桁に変換して下さい。
- ハ 日本での輸出入申告の際に、輸出入者又は通関業者の皆様は12桁のコードをNACCSの海外仕出人・仕向人コード欄に入力することで、相互承認のベネフィットを受けることができます。

【参考 : 中国のAEO輸出入者が保有するコード(14桁)の体系】  
“AEOCN” + 9桁の事業者ID: (例) AEOCN123456789

### (2) 連絡窓口(前ページのベネフィット③)の利用方法

日本のAEO輸出入者の貨物について、中国の通関時において、理由もなく長期間輸出入の許可が受けられない等のトラブルが生じた場合、事案の概要(AEO輸出入者名、仕出(向)人名、貨物の内容、中国での申告内容、等)とともに承認税関のAEO制度担当にご連絡ください。

※中国の事業者番号が15桁から14桁に変更となったことを受けて修正（令和8年5月）

## 中国のAEO事業者が保有する14桁のコード

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
規則	A	E	O	C	N	事業者ID(9桁)								

## 日本のNACCS用に12桁とするコードへの変換

桁数	1			2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
規則	A	E	O	C	N	事業者ID(9桁)								
例	A	E	O	C	N	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>	N <sub>3</sub>	N <sub>4</sub>	N <sub>5</sub>	N <sub>6</sub>	N <sub>7</sub>	N <sub>8</sub>	N <sub>9</sub>

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
規則	A	C	N	事業者ID(9桁)								
例	A	C	N	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>	N <sub>3</sub>	N <sub>4</sub>	N <sub>5</sub>	N <sub>6</sub>	N <sub>7</sub>	N <sub>8</sub>	N <sub>9</sub>

↑ 日本での輸出入手続の際にNACCSの海外仕出人・仕向人コード欄に入力する相互承認用コード

ご不明な点は、各税関のAEO制度担当までお問い合わせ下さい。

函館税関	電話:0138-40-4254
東京税関	電話:03-3599-6343
横浜税関	電話:045-212-6125
名古屋税関	電話:052-654-4169
大阪税関	電話:06-6576-3391
神戸税関	電話:078-333-3071
門司税関	電話:050-3530-8312
長崎税関	電話:095-828-8628
沖縄地区税関	電話:098-862-9291